

がけ地近接等危険住宅移転事業について

社会資本整備総合交付金（防災・安全）

1 事業制度

がけ地の崩壊、土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている「危険住宅」を安全な場所に移転するため、国と地方公共団体（県、市町村）が、移転者に「危険住宅」の除却等に要する費用と、新たに建設する住宅（購入を含む）及び改修する住宅に要する資金を金融機関から借り入れた場合の借入金の利子を対象として補助金を交付する制度。

ただし、急傾斜地改善事業等によりがけ地に保護がされている場合は交付対象外。

2「危険住宅」とは

以下の区域内の住宅で、条例制定前又は新たな区域指定前に建設されたもの。

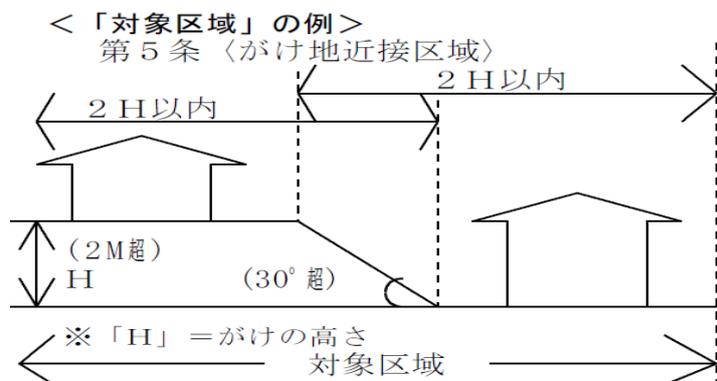
(1) 「災害危険区域」 （建築基準法第39条に基づく指定）

・ 建築基準法施行条例（昭和46年7月21日 条例第35号）第3条

- ① 急傾斜地崩壊危険区域
- ② 知事が告示により指定する 急傾斜地崩壊危険区域隣接区域
- ③ 知事が告示により指定する 出水等による危険の著しい区域

(2) 「がけ地近接区域」 （建築基準法第40条に基づく規制）

・ 建築基準法施行条例第5条に規定する「がけ」に近接する区域



(3) 「土砂災害特別警戒区域」レッドゾーン

・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条

(4) 「土砂災害特別警戒区域」レッドゾーンへの指定が見込まれる区域

(5) 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

3 事業実施の主な要件

- (1) 危険住宅に現に居住していること。
- (2) 危険住宅を解体撤去すること。
- (3) 移転先住宅の取得の助成を受ける場合は、都城市内であること。
- (4) 移転先住宅は危険住宅の区域内でないこと。

4 補助対象額及び補助割合

補助限度額（市内全域）

（単位：千円）

除 却	建 物	土 地	敷地造成
	4, 6 5 0	2, 0 6 0	6 0 8
9 7 5（費用）	7, 3 1 8（利子）		
* 移転等に要する費用	* 金融機関からの融資に係る利子相当額(利率 8. 5%を限度)		
計 8, 2 9 3			

補助割合 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4

※令和2年4月基準金額

- ・原則として、危険住宅は除却するものとする。
- ・除却費用の内訳は、撤去費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費（3ヶ月分）とする。

5 事業のスケジュール

